

D K A 物価連動国債ファンド

愛称：未来予想

追加型株式投資信託 / バランス型 / 分配金再投資可能

投資信託説明書（交付目論見書）

2006.12

第一勧業アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行うDKA物価連動国債ファンドの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年6月23日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月24日にその届出の効力が生じております。また、委託者は、同法第7条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を平成18年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. DKA物価連動国債ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではありません。
4. 本投資信託説明書（交付目論見書）に記載されている税率は、平成18年12月15日現在のものですが、税法が改正された場合には、それに伴い税率が変更される場合があります。
5. DKA物価連動国債ファンドにおける有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、投資家の請求により交付いたします。なお、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、請求を行った旨をご自身において記録いただきますようお願いいたします。投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目等については、31頁をご参照ください。

この投資信託は、主としてマザーファンドを通じて国内の公社債を主要投資対象としています。組入れた公社債の値下がりや、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度へ移行するため、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、第一勧業アセットマネジメント株式会社(以下「委託者」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)ファンドの受益権は、本交付目論見書の「その他の情報(1)ファンドに関する情報 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金(解約)代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託者は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとし、

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託者は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の自らの募集にかかる受益権については、委託者の指定する口座管理機関)に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用)の変更内容について」をご覧ください。

以上

D K A 物価連動国債ファンド

愛称：未来予想

ファンドの基本情報

商品分類	追加型株式投資信託 / バランス型	P31 参照
ファンドのねらい	わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	P 1 参照
主な投資対象	D K A 物価連動国債マザーファンド受益証券を通じて、わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。	P 5 参照
主な投資制限	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。外貨建資産への投資は行いません。	P 8 参照
主なリスク	物価変動リスク、金利変動リスク、流動性リスクなど	P10 参照
信託設定日	平成 16 年 6 月 1 日	P21 参照
信託期間	無期限	P21 参照
決算日	毎年 3 月 25 日および 9 月 25 日 (ただし、休業日の場合は、翌日以降の最初の営業日)	P21 参照
収益分配	毎期、決算日に収益分配方針に基づいて分配を行います。	P 9 参照
取得のお申込	原則として、いつでもお申込になれます。 (ただし、販売会社および委託者の休業日はお申込ができません。)	P13 参照
お申込単位	販売会社が別に定める単位	P13 参照
お申込価額	取得申込日の基準価額	P13 参照
お申込手数料	取得申込日の基準価額に対して、各販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額 平成 18 年 12 月 15 日現在、上記手数料率の上限は 1.0% (税込 1.05%) となります。 お申込手数料には消費税等相当額 (5%) が課せられます。	P13 参照
解約のご請求	原則として、いつでもご請求ができます。 (ただし、販売会社および委託者の休業日は解約のご請求はできません。)	P15 参照
ご解約単位	1 万口単位または 1 口単位	P14 参照
ご解約の価額	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	P14 参照
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に 0.1% の率を乗じた額	P14 参照
解約手数料	ありません。	P14 参照
解約代金の受渡日	解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目より	P15 参照
信託報酬	日々の純資産総額に対して年率 0.4 ~ 0.6% (税込年率 0.42 ~ 0.63%)	P17 参照

頁数は、投資信託説明書（交付目論見書）本文における参照頁を表します。

投資家の皆様におかれましては、商品の内容を十分ご理解の上でお申込くださいますよう、お願い申し上げます。

ファンドの特徴

1 わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

※個人や一般の企業(事業法人など)が、直接購入することができない「物価連動国債」を、投資信託(ファンド)に組入れることで、投資家の皆様に『物価連動国債への投資機会』を提供します。

※物価連動国債等への投資は、主に「DKA物価連動国債マザーファンド」への投資を通じて行います。

2 長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。

3 物価の上昇からファンドの実質的な資産価値を守ることを目指します。

※物価が上昇すると、お金の実質的な価値は目減りします。

※ファンドに組入れた物価連動国債は、物価の上昇に連動して元金額や利払い額が増加する仕組みを有します。

4 物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。

5 原則として、利子収入相当分を中心に、毎期の決算日に、安定した収益分配を行うことを目指します。

※決算は、3月および9月の年2回行います。

D K A 物価連動国債ファンド

愛称：未来予想

目 次

. ファンドの特色	1
. 運用体制	6
. 投資制限	8
. 配分方針	9
. 投資リスク	10
. 取得申込及び換金手続きの概要	13
. 費用及び税金	16
. 管理及び運営の概要	21
. 運用の状況	24
. その他の情報	31
約 款	34
(信託約款 [平成 19 年 1 月 4 日適用] の変更内容について)	
用 語 集	63

当ファンドの取扱販売会社(確定拠出年金制度にかかる申込取扱場所を含みます。) 払込取扱場所、申込手数料、販売会社毎の申込単位と取扱いコース、基準価額ならびに換金価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

◆第一勧業アセットマネジメント株式会社

ホームページ (<http://www.dka.co.jp>)

お客様電話相談ダイヤル (0120-643-117)

受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 [年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前 9 時～正午]

換金価額については、お客様電話相談ダイヤルのみによる照会となります。

．ファンドの特色

(1) ファンドの特色

D K A 物価連動国債ファンド(以下「当ファンド」といいます。)は、主としてD K A 物価連動国債マザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

主として「D K A 物価連動国債マザーファンド」受益証券への投資を通じ、以下の投資方針に基づき運用を行います。

．わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

個人や一般の企業(事業法人など)が、直接購入することができない「物価連動国債」を、ファンドに組入れることで、投資家の皆様に『物価連動国債への投資機会』を提供します。

．長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。

．物価の上昇からファンドの実質的な資産価値を守ることを目指します。

物価が上昇すると、お金の実質的な価値は目減りします。

ファンドに組入れた物価連動国債は、物価の上昇に連動して元金額や利払い額が増加する仕組みを有します。

．物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。

．原則として、利子収入相当分を中心に、毎期の決算日に、安定した収益分配を行うことを目指します。

決算は、3月および9月の年2回行います。

(ご参考1) 物価連動国債とは

- 元金額や利払い額が物価の動きに連動して増減する国債です。

物価連動国債の発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加し、反対に物価連動国債の発行後に物価が下落すれば、その下落率に応じて元金額が減少します(以下、増減後の元金額を「想定元金額」といいます)。

- 償還(満期)までの期間は10年で発行され、償還額は、償還までの物価の変動に応じて決まる「償還時点での想定元金額」となります(元本保証はありません)。

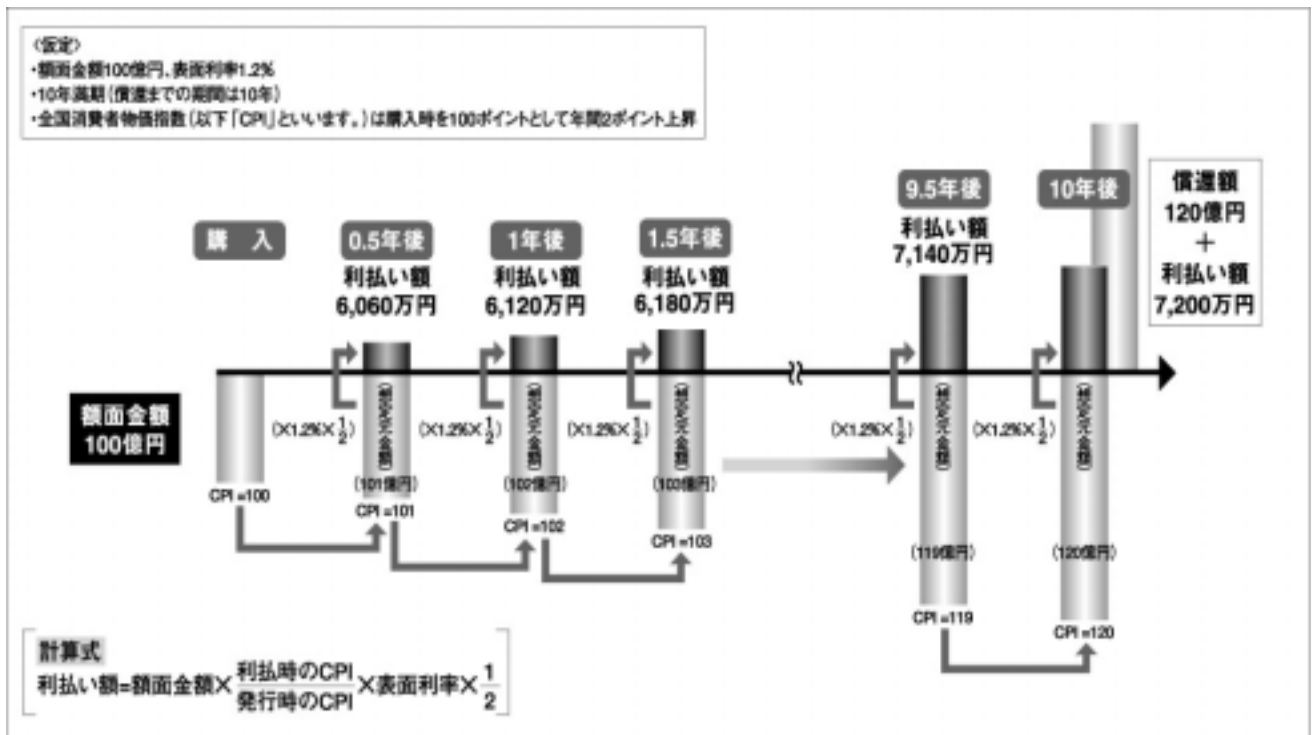
なお、利払いは年2回で、表面利率は発行時に固定されていますが、「各利払い時点での想定元金額」に表面利率を乗じて毎回の利払い額が算出されるため、物価上昇により想定元金額が増加すれば、利払い額も増加します。

- 基準となる物価は、「全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)」となります。

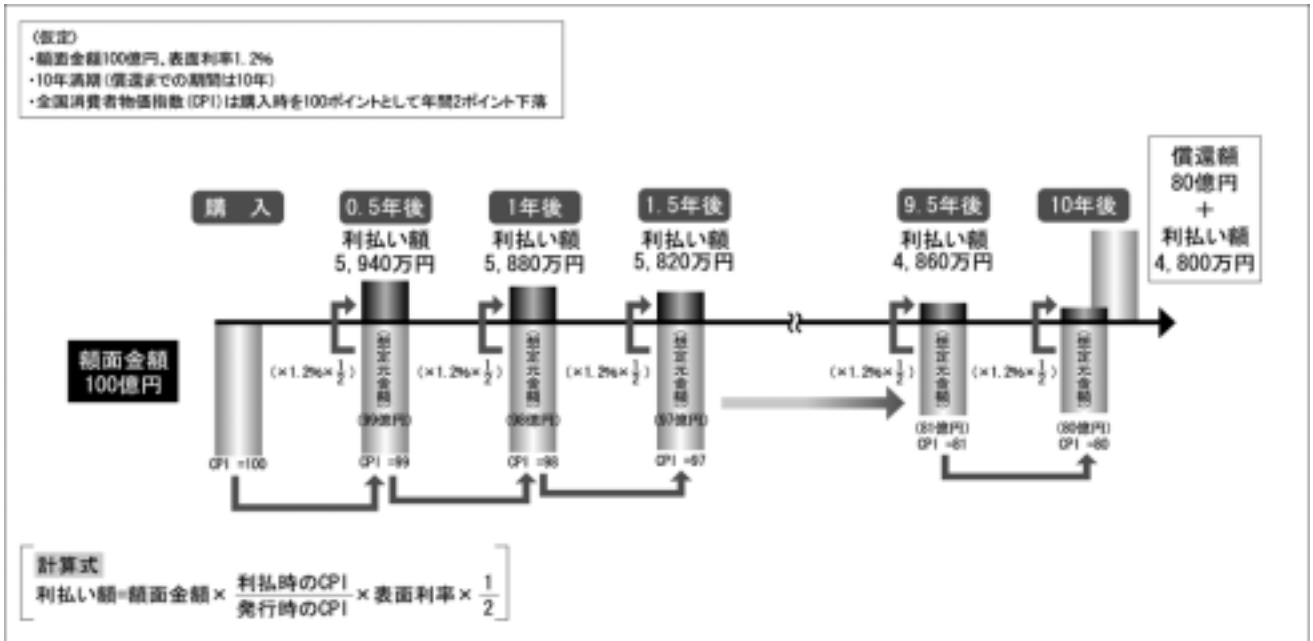
物価連動国債の発行形態の多様化により、償還期限などの発行条件等は変更になる場合があります。また、平成18年11月30日現在、譲渡制限(個人など購入のできない者)の規定がありますが、法令が変更になった場合等には変更される場合があります。

(ご参考2) 物価連動国債のイメージ(図)

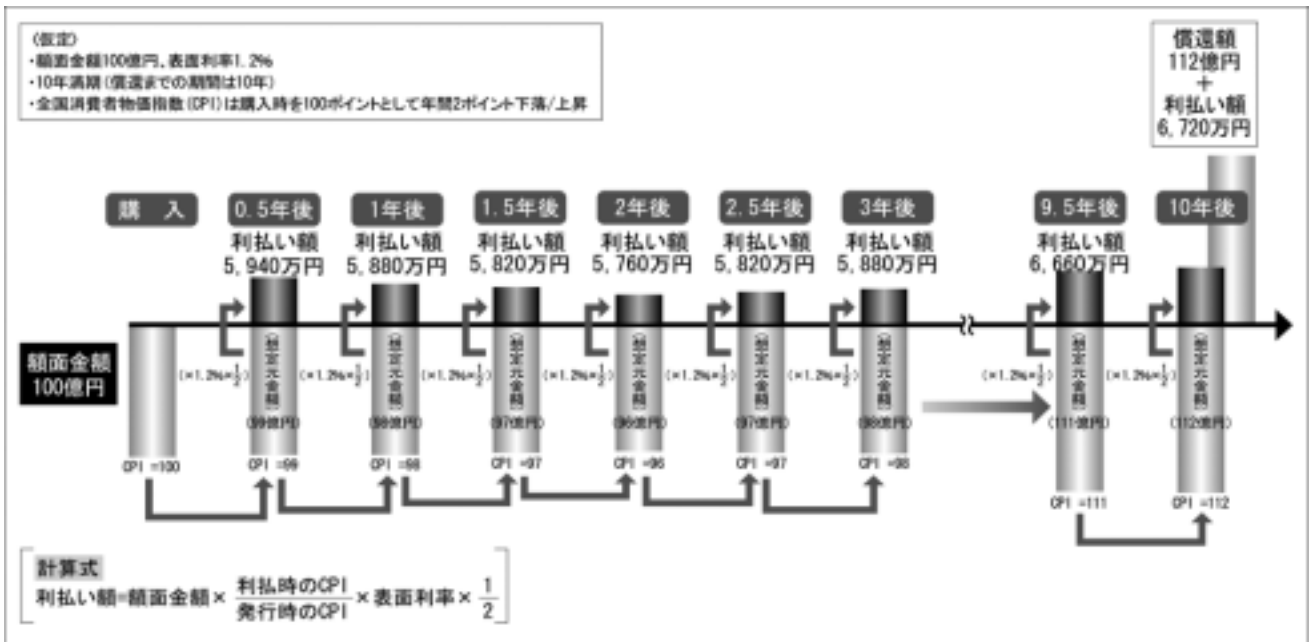
1. 物価の上昇が続いた場合



2. 物価の下落が続いた場合



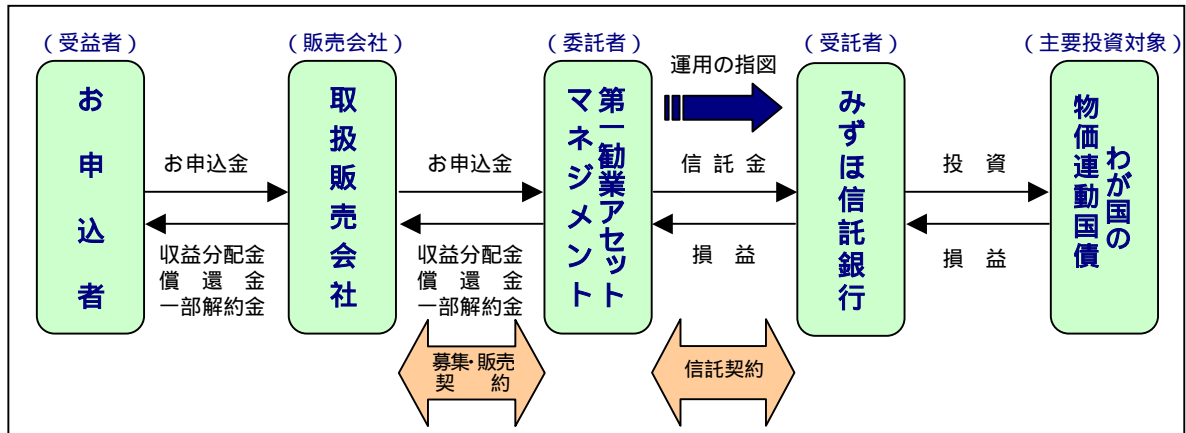
3. 購入後2年間は物価が下落し、その後は上昇した場合



前記の各イメージ（図）は、物価連動国債の表面利率と全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の上昇・下落等について一定の仮定を置いて作成したものであり、当ファンドの利回りならびに運用成果を予測・保証するものではありません。また、実際の運用にあたっては、発行条件が異なる複数の物価連動国債をファンドに組入れることを基本とするため、仮定条件通りであっても、当ファンドにおいては、必ずしも前記と同一の運用成果が得られるものではありません。

(2) ファンドの仕組み

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託者との間で「証券投資信託受益証券の募集・販売に関する契約」(募集・販売契約)を締結し、ファンドに関する次の業務を引き受けます。

- (1) 受益証券の募集の取扱い
- (2) 取得申込者に対する受益証券の販売
- (3) 受益者に対する収益分配金再投資
- (4) 受益者との間の一部解約事務
- (5) 受益者からの受益証券の買取り
- (6) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金および償還金の支払い
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) その他上記の業務に付随する業務

委託者は信託財産の運用を指図し、受益証券を発行するとともに、自ら受益証券の募集等、一部解約の実行の請求の受付け、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

受託者は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益証券の認証等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

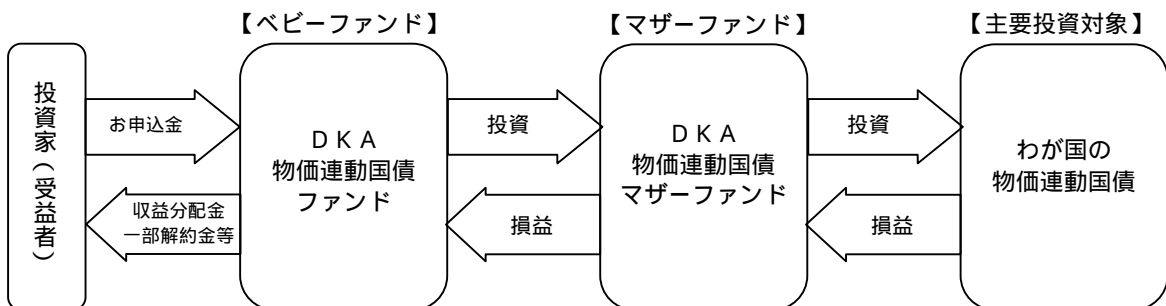
主要投資対象であるわが国の物価連動国債には、主として、D K A 物価連動国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて投資を行います。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行します。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることで定まることになるため、受益証券は発行されなくなります。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「D K A 物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



- ◆ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- ◆ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

- ◆ 平成18年12月15日現在、「D K A 物価連動国債マザーファンド」を投資対象とする当ファンド以外のファンドは以下の通りです。

ファンド名	商品分類
DKA 物価連動国債ファンド VA[適格機関投資家専用]	追加型株式投資信託 / バランス型 / 適格機関投資家向け私募

(3) 投資対象

D K A 物価連動国債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

D K A 物価連動国債マザーファンドは、わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。
 なお、投資対象とする資産の種類等については、約款をご参照ください。

(4) 投資方針

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

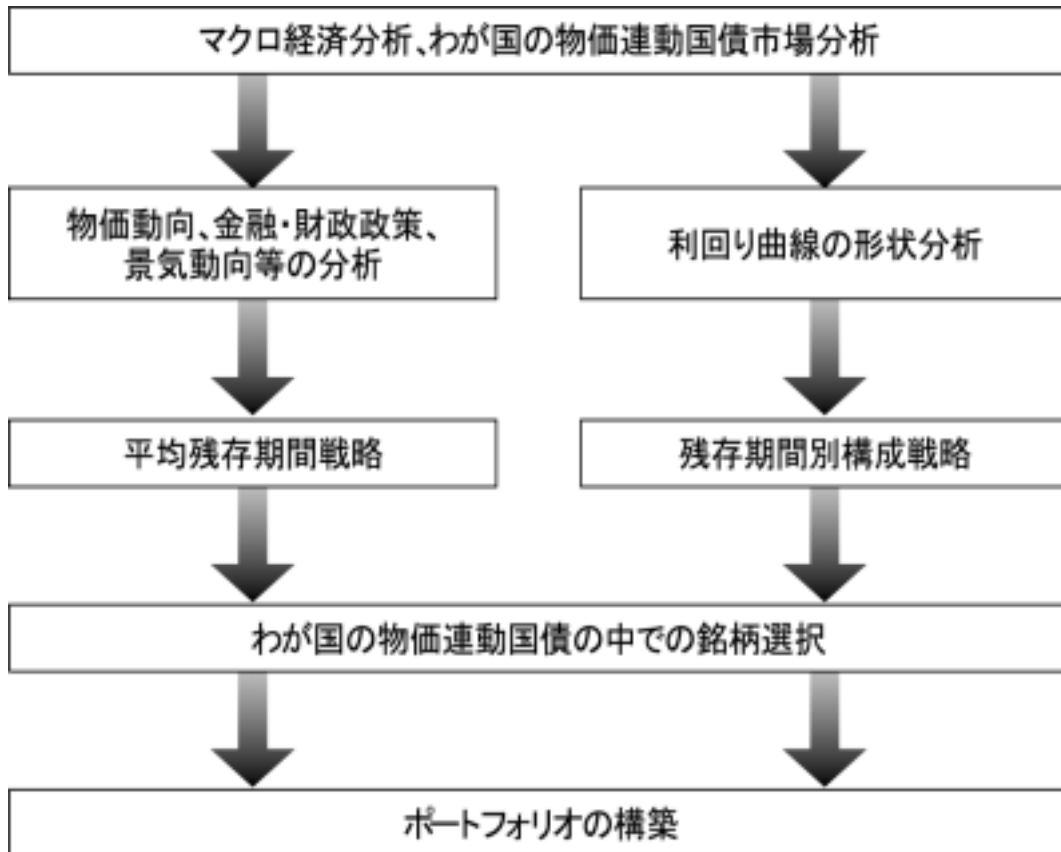
投資態度

1. 主として、わが国の物価連動国債を主要投資対象とする D K A 物価連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を行います。
2. 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。
 - a. 主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。
 - b. 物価連動国債を中心とする公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。
 平均残存期間とは、各組入公社債の残存期間（償還までの年数）を、各組入公社債の額面金額に応じて加重平均して算出したものです。
 - c. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
3. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
4. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
5. 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）および金利先渡取引を行うことができます。

. 運用体制

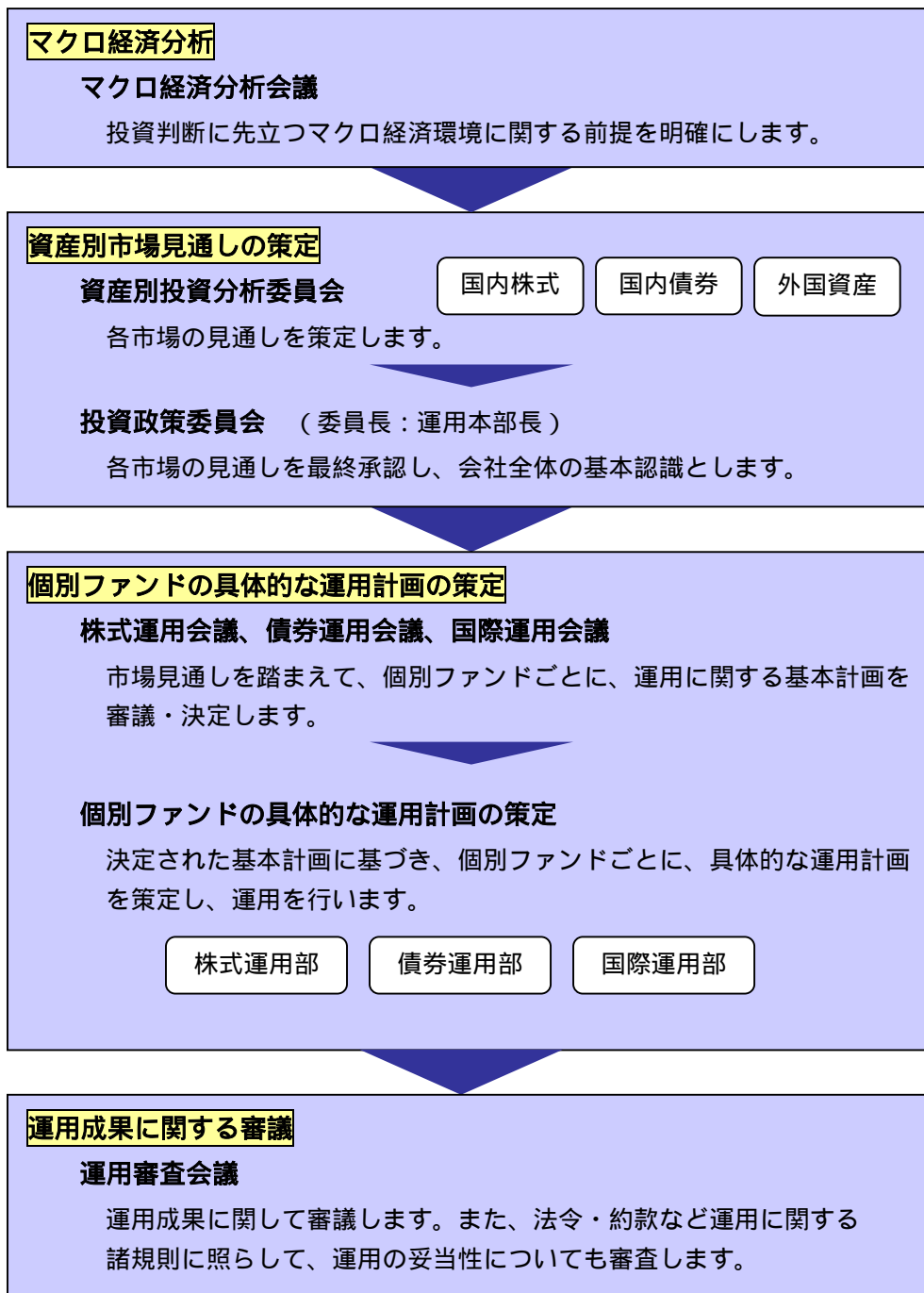
(1) ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてD K A物価連動国債マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより物価連動国債を中心とする公社債等への運用を行います。



1. 当ファンドの運用は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、国内債券投資分析委員会による公社債市場分析を基に行われます。
2. マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略（組入公社債の平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか）、残存期間別構成戦略（償還までの期間がどの程度の長さの物価連動国債に投資の重点を置くか）を策定します。
3. 以上のプロセスにより決定された戦略を基に、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

(2) 意思決定プロセス



なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更となることがあります。

投資制限

主要な投資制限

株式（約款第 22 条）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得するものに行うことができるものとします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（約款第 22 条）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

転換社債等（約款第 26 条）

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

有価証券先物取引等（約款第 27 条）

信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクを回避するため、約款第 27 条に規定する有価証券先物取引等を同条各項に規定する範囲内で行うことができます。

有価証券の貸付（約款第 30 条）

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を約款第 30 条に規定する範囲内で行うことができます。

公社債の借入れ（約款第 32 条）

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを約款第 32 条に規定する範囲内で行うことができます。

資金の借入れ（約款第 39 条）

信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を約款第 39 条に規定する範囲内で行うことができます。

その他

当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」による投資制限にしがいます。主な投資規制は次のとおりです。

・当ファンド資産にかかる先物・オプション等を含めデリバティブ取引の評価損は、ファンドの純資産総額の 50%を超えないものとします。

投資制限の詳細については、約款をご参照ください。

分配方針

(1) 収益分配方針

年2回の毎決算期末(原則として3月25日および9月25日。なお、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(2) 収益分配金の支払い

1. 収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに販売会社の本・支店・営業所等において行います。
2. 「分配金再投資コース」を選択されているお客さまの収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に税金を差し引いた後、販売会社において自動的に再投資されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として毎計算期間終了日(決算日)から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資リスク

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてD K A物価連動国債マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関および第一勧業アセットマネジメント株式会社は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。

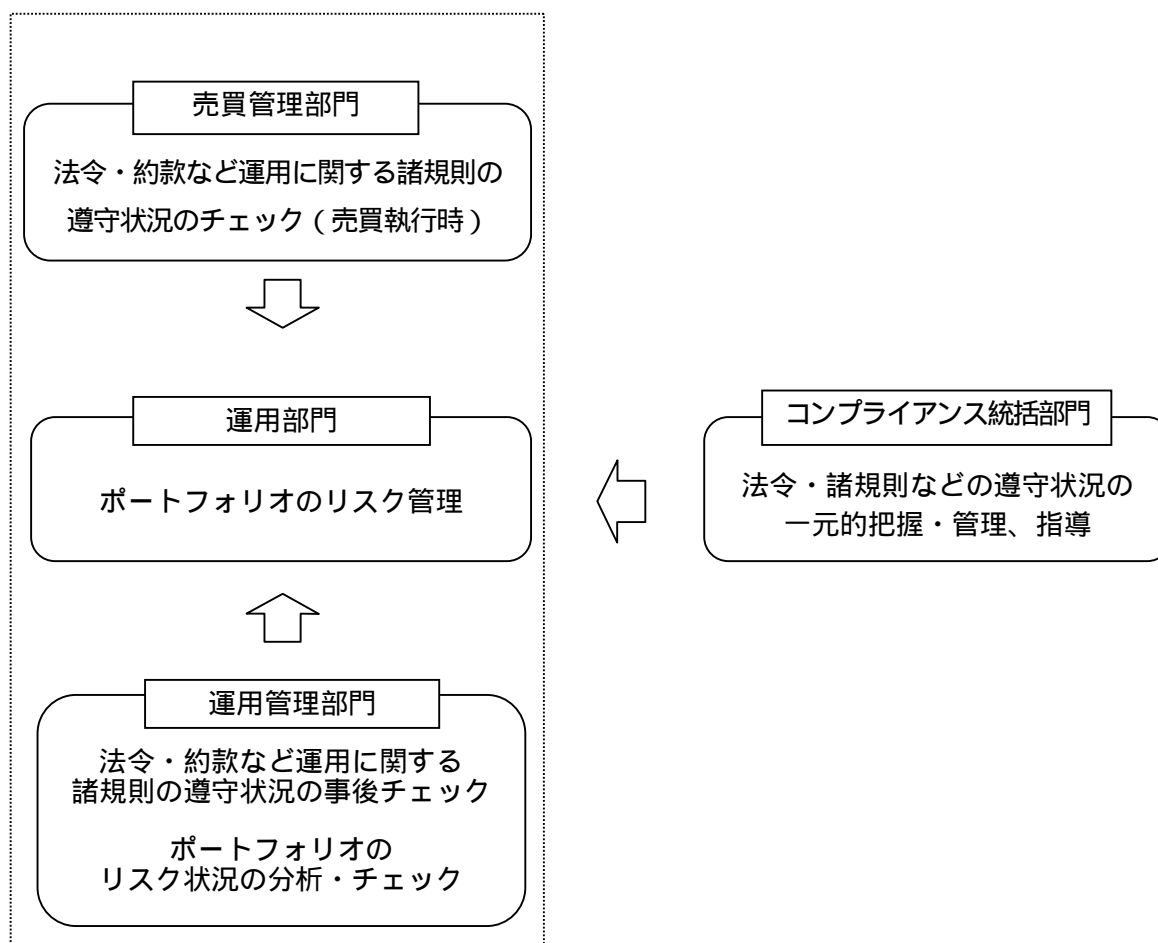
当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りです。

以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。また、リスク管理は主にマザーファンドにおいて行われます。

リスク	リスクの詳細	リスク管理の方法
物価変動リスク	<p>当ファンドにおける物価変動リスクとは、物価変動により、物価連動国債の元金額や利払い額が変動するリスクをいいます。</p> <p>物価の上昇は、物価連動国債の元金額や利払い額を増加させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にプラスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を上昇させる要因となります。一方、物価の下落は、物価連動国債の元金額や利払い額を減少させるため、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の元金額や利払い額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3ヵ月前の全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の元金額や利払い額に反映されるのは、約3ヵ月後となります。</p> <p>物価連動国債の元金額や利払い額が物価に連動して変動する事例については、前記「物価連動国債のイメージ（図）」をご参照ください。</p>	
金利変動リスク	<p>金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。</p> <p>一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、一般に、景気の拡大に伴ない金利が上昇する局面においては、少し遅れて物価も上昇する可能性が高いと考えられており、その場合には、金利上昇が当ファンドの基準価額に与えるマイナスの影響の一部または全部が、物価上昇によるプラスの影響により相殺される可能性があります。一方、物価上昇を伴わない金利上昇が起こった場合には、金利上昇により当ファンドが組入れている物価連動国債の価格は下落しますが、当該国債の元金額や利払い額には変わりがないことから、当ファンドの基準価額は、金利上昇によるマイナスの影響のみを受け下落することがあります。</p>	<p>当ファンドでは、物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間を7年±3年程度とすることを基本とし、これに則して平均残存期間と残存期間別構成を調整することで、金利変動リスクの大きさを管理します。なお、金利変動リスクの調整にあたっては、債券先物等を活用する場合があります。</p>

リスク	リスクの詳細	リスク管理の方法
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。</p> <p>一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p>	<p>当ファンドが投資するわが国の物価連動国債については、発行開始から相当な期間が経過していないこともあり、他の国債(10年固定利付国債等)ほど市場での取引量は多くありませんが、現状においても一定水準の流動性は確保されています。また、今後、定期的に一定水準以上の額の物価連動国債の発行が予定されていることから、当ファンドでは、これに合わせて組入れる物価連動国債の残存期間を分散するなどの方法で、流動性リスクのより一層の低減に努めます。</p>
信用リスク	<p>信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。</p> <p>一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>	<p>当ファンドでは、わが国の物価連動国債を中心に組入れを行うため、信用リスクについては相応のリスク低減が図られています。</p>
株価変動リスク	<p>株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。</p> <p>当ファンドが株式への投資を行っている場合には、当ファンドが投資する企業の株価の下落は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。</p>	<p>当ファンドの主要投資対象は公社債です。当ファンドにおける株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>
その他留意点	<p>当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。</p>	

(2) リスク管理体制



運用部門においてポートフォリオのリスク管理を行うとともに、運用部門からは組織上独立した売買管理部門において法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況を売買執行時にチェックします。さらに運用管理部門が法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況の事後チェックとポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを実施します。

これらのチェックの結果は運用審査会議で定期報告されるとともに、売買管理部門、運用管理部門は必要に応じて運用部門への注意・勧告を行います。

また、コンプライアンス統括部門が、法令・諸規則等の遵守状況を一元的に把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行う体制としています。

上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

. 取得申込及び換金手続きの概要

(1) 取得申込手続き

申 込 期 間	平成 18 年 6 月 24 日から平成 19 年 6 月 25 日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申 込 単 位	各販売会社が委託者の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、下記の照会先または販売会社までお問い合わせください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆第一勧業アセットマネジメント株式会社 ホ ー ム ペ ー ジ (http://www.dka.co.jp) お客様電話相談ダイヤル (0120-643-117) 受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 [年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前 9 時～正午]</p> </div> <p>(注)「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、収益分配金の再投資に際し、1 口の整数倍をもって、受益証券を取得することができます。</p>
申 込 価 額	取得申込日の基準価額とします。 (注) 受益証券の価額は、当該基準価額に、下記「申込手数料」の項に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額 (5%、以下「消費税等相当額」といいます。) を加算した価額とします。
申 込 手 数 料	取得申込日の基準価額に、各販売会社がそれぞれ別に定める率 (以下「手数料率」といいます。) を乗じて得た額とします。なお、平成 18 年 12 月 15 日現在における手数料率の上限は 1.0% (税込 1.05%) です。 申込手数料については、上記「申込単位」の項に掲載した照会先 (委託者) または販売会社までお問い合わせください。 (注)「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
取扱販売会社 (申込取扱場所)	当ファンドの取扱販売会社については、上記「申込単位」の項に掲載した照会先 (委託者) までお問い合わせください。
払込取扱場所	払込取扱場所は各販売会社の本・支店等となります。

払込期日	<p>取得申込者は、販売会社に対して取得申込代金を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社により、委託者の口座を経由して受託者のファンド口座(受託者が再信託している場合は、当該再信託受託者のファンド口座)に払い込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。</p>
その他	<p>お申込みには、収益分配金の受取り方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、前記「申込単位」の項に掲載した照会先(委託者)または販売会社までお問い合わせください。</p> <p>お申込みの受付については、申込期間中の委託者および販売会社の営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをその日のお申込み分といたします。なお、この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。</p> <p>取得申込者の申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p> <p>ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。詳しくは、「信託約款[平成19年1月4日適用]の変更内容について」をご参照ください。</p>

(2) 換金(解約)手続き

《一部解約(解約請求)》

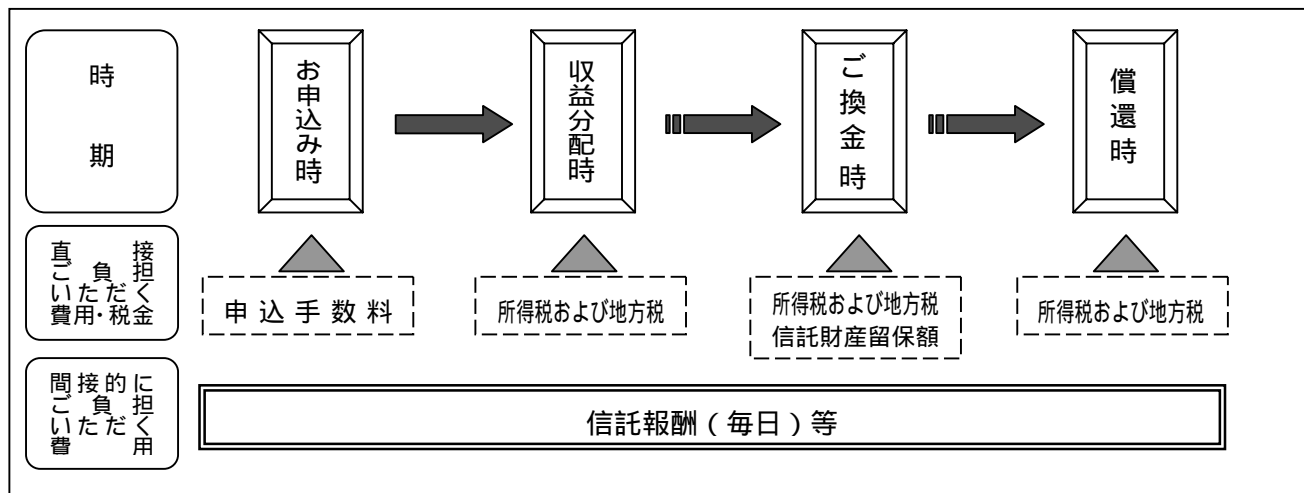
解約単位	<p>受益者は委託者に対し、1万口単位または1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>解約単位は、販売会社およびお申込コースにより、異なる場合があります。</p>
解約の価額	<p>一部解約の実行請求受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。</p> <p>(注) 受益者の受取り金額は、原則として当該解約価額から個別元本超過額に対する税額を差し引いた金額となります。</p>
信託財産留保額	<p>解約請求受付日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。</p>
解約手数料	<p>ありません。</p>

解約申込方法	<p>受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。</p> <p>解約請求のお申込み締切時間は、委託者および販売会社の営業日の午後 3 時（年未年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前 11 時）となります。なお、締切時間を過ぎた場合は翌営業日のお取扱いとなります。</p> <p>解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了した時間とします。</p> <p>ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行するため、換金（一部解約の実行）の請求をする受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金（一部解約の実行）の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に解約代金が受益者に支払われることとなる換金（一部解約の実行）の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</p> <p>平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金（一部解約の実行）の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。</p>
解約代金の支払い	<p>解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から販売会社において受益者に支払われます。</p>
大口解約の制限	<p>信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。</p>
解約の中止	<p>委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。</p>

・費用及び税金

(1) 手数料等及び税金

《お申込みからご換金または償還までの間にご負担いただく費用・税金の概略》



《直接ご負担いただく費用・税金》

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お申込み時	申 込 手 数 料	取得申込日の基準価額に対して、各販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額 平成 18 年 12 月 15 日現在における手数料率の上限は 1.0% (税込 1.05%) です。
収益分配時	個人の場合 所得税および地方税	普通分配金に対して 10%
	法人の場合 所 得 税	普通分配金に対して 7%
ご換金時 (解約請求)	信 託 財 産 留 保 額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.1%
	個人の場合 所得税および地方税	解約請求受付日の解約価額の個別元本超過額に対して 10%
	法人の場合 所 得 税	解約請求受付日の解約価額の個別元本超過額に対して 7%
償 還 時	個人の場合 所得税および地方税	償還価額の個別元本超過額に対して 10%
	法人の場合 所 得 税	償還価額の個別元本超過額に対して 7%

(注1) 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税等相当額が課せられます。

(注2) 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益証券の取得申込みをする場合、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料は、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際には、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

(注3) 販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益証券の取得申込みをする場合の申込手数料は、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注4) 課税上の取扱いの詳細については、後掲「(2) 課税上の取扱い」をご参照ください。なお、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

《間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用》

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金																								
毎 日	信 託 報 酬	<p>信託財産の純資産総額に対し、後記「 . 管理及び運営の概要（４）計算期間」に規定する当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前 5 営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利（加重平均値）の平均値の水準に応じ、以下に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。なお、平成 18 年 12 月 15 日現在の信託報酬率は、年率 0.40%（税込 年率 0.420%）です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無担保コール 翌日物金利 (加重平均値)の平均値</th> <th>信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5%未満の場合</td> <td>年率 0.40% (税込 0.420%)</td> </tr> <tr> <td>0.5%以上 1%未満の場合</td> <td>年率 0.50% (税込 0.525%)</td> </tr> <tr> <td>1%以上の場合</td> <td>年率 0.60% (税込 0.630%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>信託報酬率</th> <th>委託者</th> <th>販売会社</th> <th>受託者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.40% (税込 0.420%)</td> <td>0.155% (税込 0.16275%)</td> <td>0.210% (税込 0.2205%)</td> <td>0.035% (税込 0.03675%)</td> </tr> <tr> <td>0.50% (税込 0.525%)</td> <td>0.210% (税込 0.22050%)</td> <td>0.250% (税込 0.2625%)</td> <td>0.040% (税込 0.04200%)</td> </tr> <tr> <td>0.60% (税込 0.630%)</td> <td>0.255% (税込 0.26775%)</td> <td>0.300% (税込 0.3150%)</td> <td>0.045% (税込 0.04725%)</td> </tr> </tbody> </table>	無担保コール 翌日物金利 (加重平均値)の平均値	信託報酬率	0.5%未満の場合	年率 0.40% (税込 0.420%)	0.5%以上 1%未満の場合	年率 0.50% (税込 0.525%)	1%以上の場合	年率 0.60% (税込 0.630%)	信託報酬率	委託者	販売会社	受託者	0.40% (税込 0.420%)	0.155% (税込 0.16275%)	0.210% (税込 0.2205%)	0.035% (税込 0.03675%)	0.50% (税込 0.525%)	0.210% (税込 0.22050%)	0.250% (税込 0.2625%)	0.040% (税込 0.04200%)	0.60% (税込 0.630%)	0.255% (税込 0.26775%)	0.300% (税込 0.3150%)	0.045% (税込 0.04725%)
無担保コール 翌日物金利 (加重平均値)の平均値	信託報酬率																									
0.5%未満の場合	年率 0.40% (税込 0.420%)																									
0.5%以上 1%未満の場合	年率 0.50% (税込 0.525%)																									
1%以上の場合	年率 0.60% (税込 0.630%)																									
信託報酬率	委託者	販売会社	受託者																							
0.40% (税込 0.420%)	0.155% (税込 0.16275%)	0.210% (税込 0.2205%)	0.035% (税込 0.03675%)																							
0.50% (税込 0.525%)	0.210% (税込 0.22050%)	0.250% (税込 0.2625%)	0.040% (税込 0.04200%)																							
0.60% (税込 0.630%)	0.255% (税込 0.26775%)	0.300% (税込 0.3150%)	0.045% (税込 0.04725%)																							

(注 1) 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(注 2) 信託報酬のうち、委託者による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託者が収受します。

《その他の費用等》

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(2) 課税上の取扱い

《受益者別の課税の取扱いについて》

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されますので、確定申告の必要はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税の選択ができます。

平成20年4月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失が生じた場合には、確定申告を行うことで、株式等（上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。）の売買益（譲渡益）および他の公募株式投資信託の譲渡益との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることが可能となります。

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し、 10%の源泉徴収 (申告不要)	普通分配金に対し、 20%の源泉徴収 (申告不要)
一部解約金および償還金	個別元本超過額に対し、 10%の源泉徴収 (申告不要)	個別元本超過額に対し、 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約(償還)損と株式等の 売買益などとの損益通算	損益通算ならびに3年間の繰越控除可能(確定申告が必要)	

確定申告を行うことにより、総合課税の選択ができます。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成20年4月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）になります。

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《ご参考：買取り（買取請求）について》

平成16年度の税制改正により、公募株式投資信託の買取り（買取請求）ならびに譲渡損失の繰越控除に関する課税上の取扱いが変更になりました。変更内容の概略については、以下の通りです。詳しくは、取扱販売会社の窓口等にお問い合わせください。

- ・ 買取請求（譲渡）による換金時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、買取請求により換金する場合、一定の要件を満たせば、買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収が免除されます。これにより、従来、受益者が買取請求の際に買取価額から差し引かれていた、買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額（個別元本超過額の7%〔平成20年4月1日以降は15%〕）が不要となります。

平成20年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）になります。

- ・ 買取請求（譲渡）による損失について、その年に控除しきれない損失金額は、確定申告を行うことにより、3年間の繰越控除の対象とすることができます。

なお、買取請求（譲渡）による利益（譲渡益）については、株式等の譲渡損および他の公募株式投資信託の譲渡損ならびに一部解約時・償還時の損失と損益を相殺することができます。

《収益分配時における課税上の取扱いについて》

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は以下のように区分されます。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

《個別元本について》

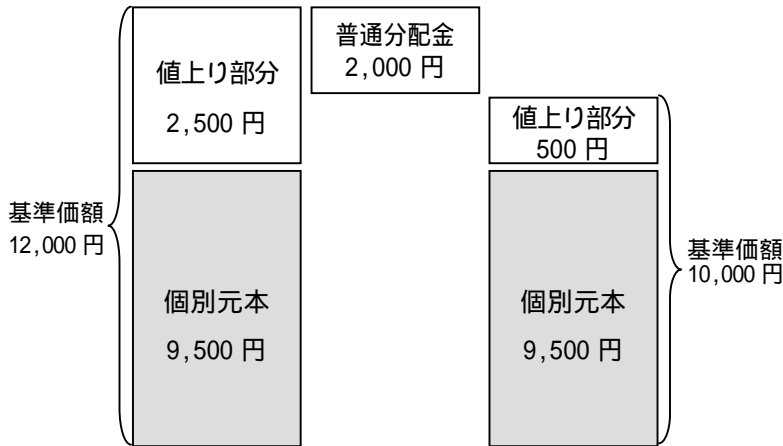
1. 受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、上記の「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。）

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

《個別元本についての事例説明》

(決算日の状況)		(受益者の状況)	
基準価額	: 12,000 円	受益者 A : 個別元本	9,500 円
1 口当たりの収益分配金	: 2,000 円	受益者 B : 個別元本	11,000 円
収益分配金落ち後の基準価額	: 10,000 円		

受益者 A

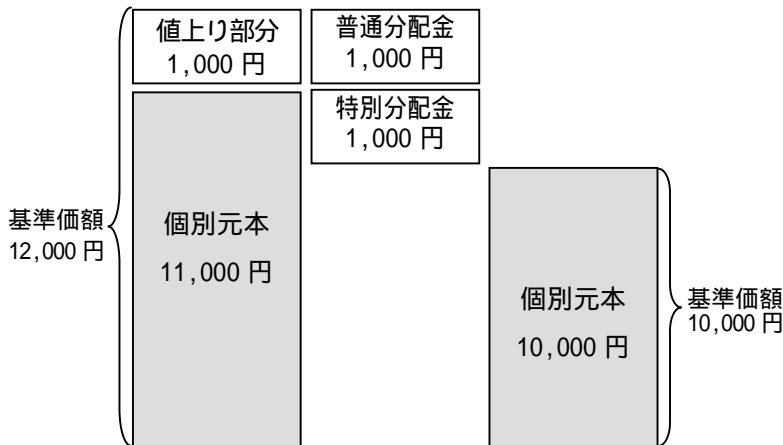


収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を上回っていますので、収益分配金 2,000 円は普通分配金となります。

(源泉徴収額：個人の受益者の場合)

平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 20 年 4 月 1 日以降
2,000 円 × 10% (所得税・地方税) = 200 円	2,000 円 × 20% (所得税・地方税) = 400 円

受益者 B



収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っていますので、下回っている額 1,000 円が特別分配金、残りの 1,000 円が普通分配金となります。

(源泉徴収額：個人の受益者の場合)

平成 20 年 3 月 31 日まで	平成 20 年 4 月 1 日以降
1,000 円 × 10% (所得税・地方税) = 100 円	1,000 円 × 20% (所得税・地方税) = 200 円

．管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

満期償還日までの期間が1年以内の公社債については、取得価額と償還価額の差額を日々均等に計上する方式（償却原価法）を採用することができます。

基準価額については、下記の照会先または販売会社までお問い合わせください。

▶ 第一勧業アセットマネジメント株式会社

ホームページ (<http://www.dka.co.jp>)

お客様電話相談ダイヤル (0120-643-117)

受付時間：平日午前9時～午後5時[年未年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前9時～正午]

基準価額は、原則として、委託者の各営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当ファンドは当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託者名〔第一勧業〕欄において、「物価連動」の略称にて記載されています。）に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(2) 受益証券の保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社または保護預り会社において保管（保護預り）させることができます。

なお、「分配金再投資コース」を選択された受益者の受益証券は、すべて保護預りとします。

保護預りを行わない場合、受益証券は受益者の責任において受益者により保管されます。無記名式受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、販売会社または保護預り会社での「保護預り」をおすすめします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

平成16年6月1日から無期限とします。

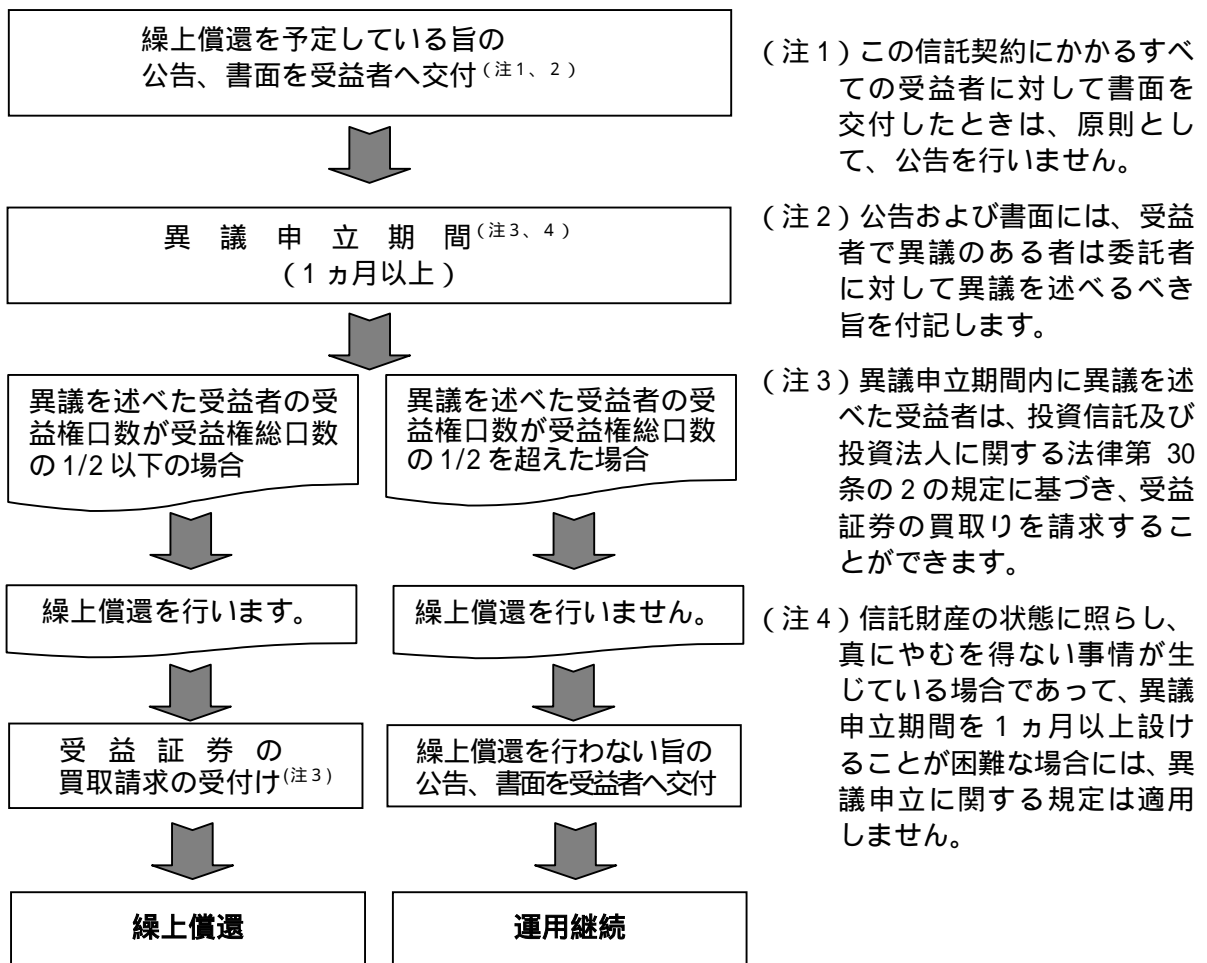
(4) 計算期間

原則として毎年3月26日から9月25日まで、および9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託契約の解約

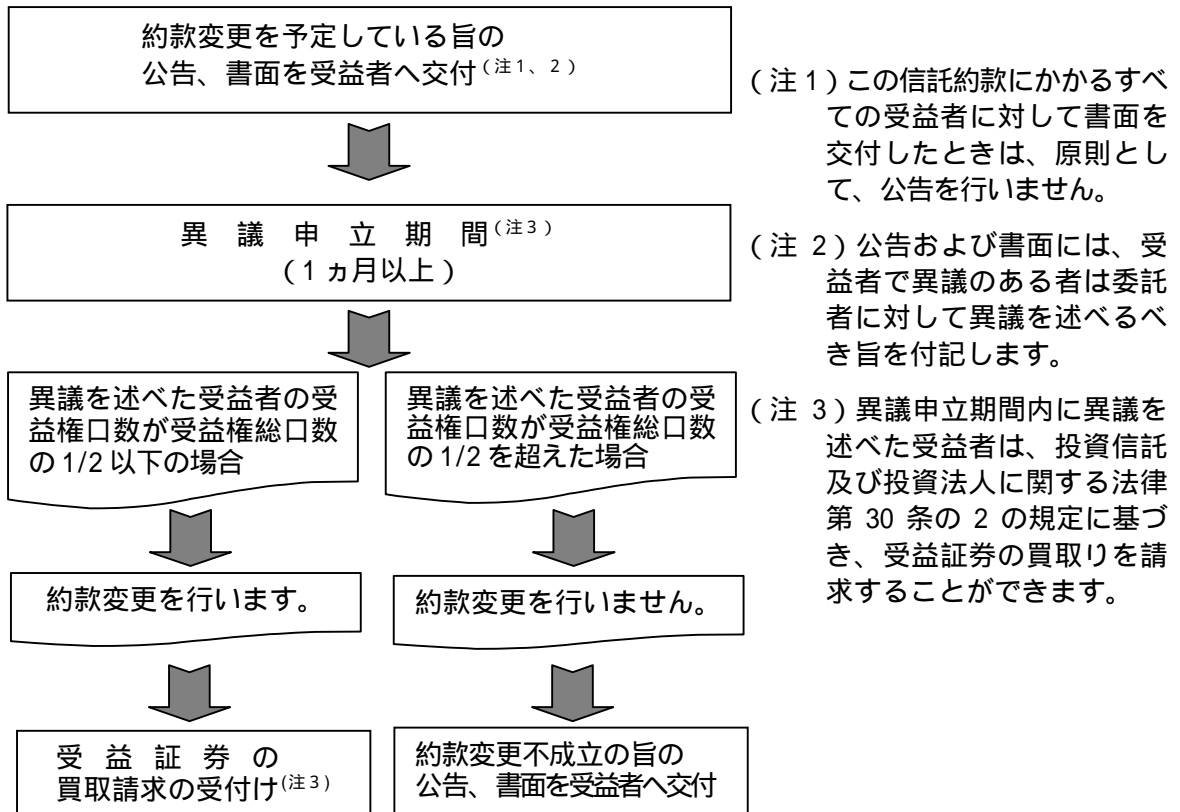
1. 委託者は次のいずれかの場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（以下「繰上償還」といいます。）させることがあります。この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - a. 信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 委託者は、上記1. にしたがって繰上償還させる場合には、以下の手続きにより行います。



3. 委託者は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - a. 委託者が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託者が監督官庁より投資信託委託業者の認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁よりこの信託契約を他の投資信託委託業者に引継ぐ命令を受けたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」において異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えた場合を除き、存続します。
 - c. 受託者が辞任した場合において、委託者が新受託者を選任できないとき。

信託約款の変更

1. 委託者は次のいずれかの場合、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - a. 信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
2. 委託者は、上記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続きを行ったうえで変更を実施します。



3. 委託者は、監督官庁からのこの信託約款の変更の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

信託金の限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、信託金の限度額については、受託者と合意のうえ変更することができます。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託者は、計算期間終了ごとに期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

(6) 受益者の権利等

受益者の主な権利には、収益分配金に対する請求権、一部解約の実行請求権、償還金に対する請求権、帳簿書類の閲覧・謄写の請求権ならびに受益者の買取請求権などがあります。

. 運用の状況

(1) 運用状況

投資状況 (平成 18 年 11 月 2 日現在)

資産の種類		国名	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券 (D K A 物価連動国債マザーファンド)	日本	9,737,748,014	98.89
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		108,506,342	1.10
合 計 (純資産総額)			9,846,254,356	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

(参考) D K A 物価連動国債マザーファンド

資産の種類		国名	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	9,712,895,325	99.39
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		59,277,552	0.60
合 計 (純資産総額)			9,772,172,877	100.00

投資資産（平成18年11月2日現在）

1. 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 (円)	帳簿価額 金 (円)	評価額 単 (円)	評価額 金 (円)	投資 比率 (%)
1	D K A 物価連動国債マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	9,120,303,470.00	1.0731	9,786,997,654	1.0677	9,737,748,014	98.89

(参考) D K A 物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率 (%)	償還 期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 (円)	帳簿価額 金 (円)	評価額 単 (円)	評価額 金 (円)	投資 比率 (%)
1	第2回物価連動国債(10年)	国債証券	日本	1.1	2014年6月10日	4,230,000,000	101.35	4,317,114,735	100.65	4,291,554,960	43.91
2	第4回物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.5	2015年6月10日	3,495,000,000	95.75	3,379,927,125	95.05	3,358,539,472	34.36
3	第3回物価連動国債(10年)	国債証券	日本	0.5	2014年12月10日	1,270,000,000	96.65	1,229,909,910	96.05	1,223,494,505	12.52
4	第1回物価連動国債(10年)	国債証券	日本	1.2	2014年3月10日	822,000,000	102.50	844,235,100	101.80	839,306,388	8.58

評価額金額は、各物価連動国債の連動係数（全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の変動を反映させるための係数）を考慮した金額です。

2. 投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	98.89
合 計		98.89

(参考) D K A 物価連動国債マザーファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	国債証券	99.39
合 計		99.39

3. 投資不動産物件

該当事項はありません。

4. その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

1. 純資産の推移

平成18年11月2日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	平成17年3月25日	4,339	4,353	1.0588	1.0623
2期	平成17年9月26日	6,173	6,194	1.0369	1.0404
3期	平成18年3月27日	7,607	7,633	1.0312	1.0347
4期	平成18年9月25日	9,854	9,888	1.0222	1.0257
	平成17年11月末日	6,553		1.0298	
	平成17年12月末日	6,956		1.0459	
	平成18年1月末日	7,025		1.0433	
	平成18年2月末日	7,023		1.0375	
	平成18年3月末日	7,926		1.0231	
	平成18年4月末日	8,108		1.0174	
	平成18年5月末日	8,601		1.0206	
	平成18年6月末日	8,886		1.0178	
	平成18年7月末日	9,323		1.0211	
	平成18年8月末日	9,679		1.0321	
	平成18年9月末日	9,902		1.0196	
	平成18年10月末日	9,839		1.0166	
	平成18年11月2日	9,846		1.0166	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

2. 分配の推移

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0035
2期	0.0035
3期	0.0035
4期	0.0035

3. 収益率の推移

期	収益率(%)
1期	6.23
2期	1.74
3期	0.21
4期	0.53

(注1) 収益率は期間騰落率

(注2) 小数点第3位四捨五入

(2) 財務ハイライト情報

財務ハイライト情報は、詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）に記載すべき当ファンドの財務諸表の記載事項のうち「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」（「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」第4条および「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の5の規定により注記される各事項を含みます。）を抜粋し、記載しているものです。

なお、当ファンドの「財務諸表」については、新日本監査法人の監査を受けており、当該監査報告書は、詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）の「ファンドの経理状況」の「財務諸表」の項に添付しております。

D K A 物価連動国債ファンド

貸借対照表

(単位：円)

区 分	第 3 期	第 4 期
	(平成 18 年 3 月 27 日現在)	(平成 18 年 9 月 25 日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	161,084,503	129,258,807
親投資信託受益証券	7,491,359,685	9,837,349,568
未収利息	13	749
流動資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124
資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,821,562	33,742,186
未払解約金	4,602,844	59,939,836
未払受託者報酬	1,238,740	1,619,446
未払委託者報酬	12,918,198	16,888,395
その他未払費用	106,116	138,746
流動負債合計	44,687,460	112,328,609
負債合計	44,687,460	112,328,609
純資産の部		
元本等		
元本	7,377,589,152	9,640,624,736
剰余金		
期末剰余金	230,167,589	213,655,779
元本等合計		9,854,280,515
純資産合計	7,607,756,741	9,854,280,515
負債・純資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	第 3 期 (自平成17年9月27日 至平成18年3月27日)	第 4 期 (自平成18年3月28日 至平成18年9月25日)
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	1,234	43,706
有価証券売買等損益	77,695	14,010,117
営業収益合計	78,929	13,966,411
営業費用		
受託者報酬	1,238,740	1,619,446
委託者報酬	12,918,198	16,888,395
その他費用	106,116	138,746
営業費用合計	14,263,054	18,646,587
営業損失金額	14,184,125	32,612,998
経常損失金額	14,184,125	32,612,998
当期純損失金額	14,184,125	32,612,998
一部解約に伴う当期純利益(純損失)分配額	1,352,474	7,995,729
期首剰余金	219,880,807	230,167,589
剰余金増加額	68,796,858	61,797,929
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(68,796,858)	(61,797,929)
剰余金減少額	17,151,915	19,950,284
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(17,151,915)	(19,950,284)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		
分配金	25,821,562	33,742,186
期末剰余金	230,167,589	213,655,779

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	第 3 期 (自平成17年9月27日 至平成18年3月27日)	第 4 期 (自平成18年3月28日 至平成18年9月25日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

項目	第 3 期 (自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)	第 4 期 (自 平成 18 年 3 月 28 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)
3 その他 4 表示方法の変更	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成 17 年 9 月 27 日から平成 18 年 3 月 27 日までとなっております。	<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、及び「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」が「投資信託財産の計算に関する規則」に改正されたことに伴い、当期から「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき表示することとなりました。</p> <p>この改正により、次の変更を行っております。貸借対照表については、「元本」から「元本等」へ変更し、新たに「元本等合計」を追加表示しております。損益及び剰余金計算書については、「経常損益の部」及び「営業損益の部」を削除し、「営業利益（損失）」を「営業利益（損失）金額」へ、「経常利益（損失）」を「経常利益（損失）金額」へ、「当期純利益（純損失）」を「当期純利益（純損失）金額」へ変更しております。</p> <p>従来の「注記事項」を、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表に関する注記」、「損益及び剰余金計算書に関する注記」及び「その他の注記」に区分し、「注記表」として表示しております。「貸借対照表に関する注記」においては、従来の「1口当たり情報」を「期末1口当たりの純資産の額」と改めて記載し、さらに「計算期間末日の受益権総口数」の追加表示をしております。また、従来記載していた期首元本額・期中追加設定元本額・期中一部解約元本額に関しては、「その他の注記」に記載しております。「損益及び剰余金計算書に関する注記」においては、従来記載していた「受託会社との取引高」は削除しております。なお、比較を容易にするため前期の数値に関しても組み替えて表示しております。</p>

．その他の情報

(1) ファンドに関する情報

内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型株式投資信託受益証券で、原則として収益分配金交付票付の無記名式です。ただし、受益者の希望により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式への変更をすることができます。なお、当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」に分類されるバランス型に属します。

当ファンドは、格付けを取得していません。

発行価額の総額

1兆円を上限とします。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行します。その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

有価証券届出書の写しの縦覧

有価証券届出書の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

その他

当ファンドの愛称として、「未来予想」という名称を用いることがあります。

(2) ファンドの詳細情報「投資信託説明書(請求目論見書)」に関する情報

ファンドの詳細情報「投資信託説明書(請求目論見書)」には、次の項目が記載されています。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

(3) 委託者に関する情報

名 称 第一勧業アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 外池 徹

本店の所在の場所 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

資本金の額 20億4,560万円(平成18年11月30日現在)

会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況(平成18年11月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
(株)みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町1-5-5	812,580株	96.83%

(4) 内国投資信託受益証券事務の概要

受益証券の名義書換手続

1. 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。ただし、「分配金再投資コース」を選択された場合には、受益証券は大券をもって保管されるため、記名式への変更をすることはできません。
2. 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
3. 名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
4. 名義書換手続き等の取扱場所は以下の通りとします。なお、名義書換手続きに関する手数料はありません。

第一勧業アセットマネジメント株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

受益者名簿の閉鎖の時期

委託者は受益者名簿を作成しません。

受益者に対する特典

ありません。

譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託者の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再交付

委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損した場合等の再交付

委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、の規定を準用します。

受益証券の再交付の費用

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となるため、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前記 1. の申請のある場合には、前記 1. の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 1. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 前記 1. の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

追加型証券投資信託

[D K A 物価連動国債ファンド]

約 款

運用の基本方針

約款第 23 条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

D K A 物価連動国債マザーファンドを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象とする D K A 物価連動国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を行います。

運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

a. 主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

b. 物価連動国債を中心とする公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。

c. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債(以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り、)の行使により取得したものに限り、実質投資割合において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第 27 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第 29 条の範囲で行います。

収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
【DKA物価連動国債ファンド】約款

信託の種類、委託者および受託者

第1条 この信託は、証券投資信託であり、第一勧業アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

信託事務の委託

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

信託の目的および金額

第3条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

信託金の限度額

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

信託期間

第5条 この信託の期間は、この信託契約締結日から第51条第7項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。

受益証券の取得申込みの勧誘の種類

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および再分割

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について10億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入れ有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託日時の異なる受益権の内容

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益証券の発行

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

受益証券の発行についての受託者の認証

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

受益証券の申込単位および価額

第13条 委託者は、自ら第11条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第11条の規定により発行された受益証券をその取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって売却します。

前2項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込みについては、1口につき1円）に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、それぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は委託者の自らの募集に応じた受益者が第48条第3項に基づき収益分配金を再投資する場合、ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者と結んだ別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みならびに売却に応ずることができるものとします。なお、この場合の受益証券の価額は、原則として第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

受益証券の種類

第14条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券および1億口券の5種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社（以下「保護預り会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続

第15条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を交付します。なお、当該請求により記名式となった受益証券を無記名式とする請求をすることはできません。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券譲渡の対抗要件

第16条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

無記名式の受益証券の再交付

第17条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

記名式の受益証券の再交付

第18条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

受益証券を毀損した場合等の再交付

第19条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

受益証券の再交付の費用

第20条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

投資の対象とする資産の種類

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ．有価証券オプション取引に係る権利

ニ．外国市場証券先物取引に係る権利

ホ．有価証券店頭指数等先物取引に係る権利

ヘ．有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト．有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ．金銭債権

リ．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ヌ．金融先物取引のうち取引所金融先物取引等に係る権利

ル．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約

- する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条各号に規定するもののうち、次に掲げるもの
 - a. 金利にかかるスワップ取引にかかる権利
 - b. 金利先渡取引にかかる権利
- フ. 金銭を信託する信託の受益権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ. 抵当証券
 - ハ. 為替手形

運用の指図範囲

第22条 委託者は、信託金を、主として第一勧業アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたDKA物価連動国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の証券取引法第2条第1項および第2項に規定される有価証券(ただし、本邦通貨建てのものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号の証券および第10号の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得するものに行うものとします。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式および投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

投資する株式の範囲

第24条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回ら

ない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

保管業務の委任

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

有価証券の保管

第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

混蔵寄託

第35条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の表示および記載の省略

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第42条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から9月25日まで、および9月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成16年6月1日から平成17年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用および監査費用

第44条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に関する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額は、第42条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、第42条に規定する毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責

第47条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第48条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第48条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

第48条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込に応じたものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として6営業日以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印章の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

受益証券の保護預り

第49条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた

受益証券については、この限りではありません。

収益分配金および償還金の時効

第50条 受益者が、収益分配金については第48条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第48条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

信託契約の一部解約

第51条 受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に対し、委託者自らが定める単位もしくは委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者は、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止およびその他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約の解約

第52条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

委託者の認可取消等に伴う取扱い

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

第55条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任に伴う取扱い

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第58条 第51条および第52条に規定する信託契約の解約または第57条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第9項および第52条第3項または第57条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。

公 告

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 本約款で規定する「短期社債等」とは、1.社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2.保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3.資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4.商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、5.信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、6.農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、7.一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

付則第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のう

え、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 16 年 6 月 1 日

委託者

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号

第一勧業アセットマネジメント株式会社

受託者

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

みずほ信託銀行株式会社

信託約款 [平成 19 年 1 月 4 日適用] の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、以下の信託約款の変更を平成 18 年 11 月 28 日付で行っており、平成 19 年 1 月 4 日より適用いたします。

下線部 〃 は変更部分を示します。

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>受益権の取得申込みの勧誘の種類 第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>当初の受益者 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>受益権の分割および再分割 第 8 条 (略) <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>受益権の帰属と受益証券の不発行 第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u> <u>委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の</u></p>	<p>受益証券の取得申込みの勧誘の種類 第 6 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p> <p>当初の受益者 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>受益権の分割および再分割 第 8 条 (略) <u>委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>受益証券の発行 第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 49 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>受益権の設定にかかる受託者の通知</p> <p>第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>受益権の申込単位および価額</p> <p>第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。</p> <p>前 2 項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込</p>	<p>受益証券の発行についての受託者の認証</p> <p>第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</p> <p>受益証券の申込単位および価額</p> <p>第 13 条 委託者は、自ら第 11 条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 11 条の規定により発行された受益証券をその取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって売却します。</p> <p>（新設）</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに委託者(第 49 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込の代金(第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込みについては、1 口につき 1 円)に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、それぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は委託者の自らの募集に応じた受益者が第 48 条第 3 項に基づき収益分配金を再投資する場合、ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者と結んだ別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1 口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合の受益権の価額は、原則として第 42 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>	<p>前 2 項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込みについては、1 口につき 1 円)に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、それぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は委託者の自らの募集に応じた受益者が第 48 条第 3 項に基づき収益分配金を再投資する場合、ならびに委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者と結んだ別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1 口の整数倍をもって当該取得の申込みならびに売却に応ずることができるものとします。なお、この場合の受益証券の価額は、原則として第 42 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>
<p>受益証券の種類</p> <p>第 14 条 (削除)</p>	<p>受益証券の種類</p> <p>第 14 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 5 種類とします</p> <p>別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社および登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社(以下「保護預り会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p>
<p>受益権の譲渡にかかる記載または記録</p> <p>第 15 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</p>	<p>受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続</p> <p>第 15 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を交付します。なお、当該請求により記名式となった受益証券を無記名式とする請</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>受益権の譲渡の対抗要件</p> <p>第 16 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>無記名式の受益証券の再交付</p> <p>第 17 条 (削除)</p> <p>記名式の受益証券の再交付</p> <p>第 18 条 (削除)</p> <p>受益証券を毀損した場合等の再交付</p> <p>第 19 条 (削除)</p> <p>受益証券の再交付の費用</p> <p>第 20 条 (削除)</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責</p> <p>第 47 条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 48 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</p> <p>第 48 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内</p>	<p>求をすることはできません。</p> <p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続は、第 42 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。</p> <p>記名式の受益証券譲渡の対抗要件</p> <p>第 16 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p> <p>無記名式の受益証券の再交付</p> <p>第 17 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p> <p>記名式の受益証券の再交付</p> <p>第 18 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p> <p>受益証券を毀損した場合等の再交付</p> <p>第 19 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え、再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。</p> <p>受益証券の再交付の費用</p> <p>第 20 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責</p> <p>第 47 条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 48 条第 5 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 48 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</p> <p>第 48 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 50 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p> <p>委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、当該再投資にかかる受益権の取得申込に応じたことより増加した受益権は、<u>第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>一部解約金は、第 51 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 6 営業日以内の<u>当該委託者の指定する日から</u>受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)</u>に支払います。なお、<u>当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受</u></p>	<p>の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引換えに</u>受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の</u>売付を行います。</p> <p>委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる<u>受益証券に</u>帰属する収益分配金(受益者が自己の<u>有する受益証券の</u>全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の<u>受益証券</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得申込に応じたものとし、</p> <p>一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 6 営業日以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに</u>受益者に支払います。</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p><u>益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u>また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額等</u>」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関</p> <p><u>第 49 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</u></p> <p>収益分配金および償還金の時効</p> <p>第 50 条 受益者が、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 48 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>信託契約の一部解約</p> <p>第 51 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者自らが定める単位もしくは委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に</p>	<p>前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u>また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額等</u>」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</u></p> <p><u>受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</u></p> <p><u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印章の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</u></p> <p>受益証券の保護預り</p> <p><u>第 49 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益証券については、この限りではありません。</u></p> <p>収益分配金および償還金の時効</p> <p>第 50 条 受益者が、収益分配金については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 48 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>信託契約の一部解約</p> <p>第 51 条 受益者は、自己の<u>有する受益証券</u>について、委託者に対し、委託者自らが定める単位もしくは委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>受益者は、前項の一部解約の実行の請求をする</p>

平成 19 年 1 月 4 日より適用される約款	平成 19 年 1 月 3 日まで適用される約款
<p>かかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ときは、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>質権口記載または記録の受益権の取り扱い</p> <p>第 51 条の 2 <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>反対者の買取請求権</p> <p>第 58 条 第 51 条および第 52 条に規定する信託契約の解約または第 57 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 51 条第 9 項および第 52 条第 3 項または第 57 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、<u>自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>反対者の買取請求権</p> <p>第 58 条 第 51 条および第 52 条に規定する信託契約の解約または第 57 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 51 条第 9 項および第 52 条第 3 項または第 57 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、<u>受益証券の買取りを請求することができます。</u></p>
<p>(添付信託約款付則第 2 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)</p> <p>付則第 2 条 <u>平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条(受益証券の種類)から第 20 条(受益証券の再交付の費用)、第 49 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>付則第 2 条 (添付信託約款付則第 2 条をご参照ください。)</p>

親投資信託

[D K A 物価連動国債マザーファンド]

約 款

運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、将来のインフレリスクをヘッジし、実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

物価連動国債を中心とした公社債の平均残存期間は、7年±3年程度を基本とします。

公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

親投資信託【DKA物価連動国債マザーファンド】約款

信託の種類、委託者および受託者

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、第一勧業アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

信託事務の委託

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

信託の目的および金額

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

信託金の限度額

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

信託期間

第5条 信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、同条第2項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日までとします。

受益証券の取得申込みの勧誘の種類

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号のイに該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

受益者

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする第一勧業アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

受益権の分割および再分割

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

追加信託の価額、口数および計算方法

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入れ有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託日時の異なる受益権の内容

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益証券の発行および種類

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

受益証券の発行についての受託者の認証

第12条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

受益証券の再交付

第13条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損した場合等の再交付

第14条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条を準用します。

受益証券の再交付の費用

第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

投資の対象とする資産の種類

第16条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ．有価証券オプション取引に係る権利
 - ニ．外国市場証券先物取引に係る権利
 - ホ．有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
 - ヘ．有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ト．有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
 - チ．金銭債権
 - リ．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - ヌ．金融先物取引のうち取引所金融先物取引等に係る権利
 - ル．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条各号に規定するもののうち、次に掲げるもの
 - a．金利にかかるスワップ取引にかかる権利
 - b．金利先渡取引にかかる権利
 - ヲ．金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - ロ．抵当証券
 - ハ．為替手形

運用の指図範囲

第17条 委託者は、信託金を、主として次の証券取引法第2条第1項および第2項に規定される有価証券（ただし、本邦通貨建てのものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 7．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 8．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 12．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13．貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号の証券および第10号の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。また、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得するものに限り行うものとします。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

運用の基本方針

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

投資する株式の範囲

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

保管業務の委任

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

ます。

有価証券の保管

第 29 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

混蔵寄託

第 30 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の表示および記載の省略

第 31 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

有価証券売却等の指図

第 32 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第 33 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

損益の帰属

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 26 日から翌年 9 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 16 年 3 月 3 日から平成 16 年 9 月 25 日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用

第 38 条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託報酬

第 39 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

利益の留保

第 40 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

追加信託金および一部解約金の計理処理

第 41 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責

第 42 条 受託者は、信託が終了したときは償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

償還金の支払いの時期

第 43 条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

信託契約の一部解約

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

信託契約の解約

第45条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

委託者の認可取消等に伴う取扱い

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

第48条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任に伴う取扱い

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

運用報告書

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

公告

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 本約款で規定する「短期社債等」とは、1.社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2.保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3.資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4.商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、5.信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、6.農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、7.一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年3月3日

委託者	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 第一勧業アセットマネジメント株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

用語集

アクティブ運用

運用にあたって、運用会社が、積極的・能動的に裁量を行って運用することをアクティブ運用と
いいます。

アクティブ・リスク

運用会社の裁量によって、ベンチマークの動きと基準価額の動きにかい離（トラッキング・エラ
ー）が生じる可能性のことをアクティブ・リスクといいます。運用の上でアクティブ・リスクを
とるということは、「ベンチマークとする指数が上昇した時にファンドの基準価額が上昇しない」、
あるいは「ベンチマークとする指数が下落した時に、それ以上にファンドの基準価額が下落する」
といったことが起こるリスクをとって「ベンチマークとする指数と構成の異なるポートフォリオ」
を構築し、「ベンチマーク プラス の収益」を追求するということです。

アセット・アロケーション

資産（＝アセット）配分（＝アロケーション）のことをいいます。

インデックス型ファンド

ベンチマークとする指数の動きに連動する運用成果を目指すファンドのことをいいます。

エマージング・カントリー（エマージング・マーケット）

エマージング・カントリーとは、新興経済国のことです。一般に、新興経済国の株式市場や債券
市場等のことをエマージング・マーケットといいます。こうしたエマージング・マーケットの中
には、将来の経済成長に伴う高い投資成果が期待される反面、投資に伴う高いリスクが予想され
る市場も多く含まれています。

外貨ネットエクスポージャー比率

ファンドの信託財産の純資産総額のうち、外貨建て資産において為替ヘッジが行われていない部
分（基本的に為替変動の影響を受ける部分）の比率をいいます。この比率が高いほど、そのファ
ンドの基準価額の動きは為替変動の影響を大きく受けることになります。

為替ヘッジ

円を元手にして外貨建て資産に投資する場合は、外国為替取引で円を外貨に替え（円売り・当該
外貨買い）その外貨を使って投資を行います。もし、これにあわせて、外国為替の売予約、先物・
オプション取引などにより「当該外貨売り・円買い」を行うと、その分だけ（当該外貨売り・円
買いを行った分だけ）為替変動の影響を基本的に受けない外貨建て資産を作ることができます。
こうした手法等を使って為替変動リスクの低減を図ることを「為替ヘッジ」といいます。

なお、為替ヘッジを行うと、外国為替の先物市場などで取引コスト（ヘッジ・コスト：概ね「当
該外貨の短期金利 - 円の短期金利」がヘッジ・コストとなります）がかかるため、外貨建て資産
への投資成果は、為替ヘッジを行わない場合と比べて、ヘッジ・コストの分だけ現状では低下す
ることになります。

グロース株投資

「その企業は利益成長力のある企業かどうか」という点を重視して銘柄選択を行う株式投資のス
タイルを「グロース株投資」といいます。

信用格付け

各発行体の信用力（＝利子および償還金の支払い能力＝債務履行能力）を「外部の公正な格付け機関」が評価したものです。

債券投資を行う場合、発行体の信用力を知る上で、「格付け」は1つの物差しとなります。

定性評価

それぞれのファンドには、それぞれの投資方針が予め決められています。良いパフォーマンスをあげているファンドであっても、ファンドの投資方針に沿って一貫した運用が行われていなければ、受益者は「自分がそのファンドを通じてどのような投資を行っているのか」ということを把握できないこととなります。

「いかに投資方針に忠実な運用が行われているか」ということを評価するためには、パフォーマンスの数値だけでは捉えきれないもの（ファンドの定性面）を評価する必要があります。

デュレーション

デュレーションとは、債券投資元本の回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きいほど、金利変動に対して債券価格の感応度が高く（金利変動に対する債券価格の変動が大きく）なります。

トップダウン・アプローチ

マクロ経済の調査・分析から金利や株価、為替などの市場動向を予測し、投資する市場（国および資産）、銘柄選別の方向性などを決定する手法をいいます。

トラッキング・エラー

ベンチマークとする指数の動きと、ファンドの基準価額の動きの「かい離」のことをいい、「ある期間におけるトラッキング・エラーは何%」という形で表示されます。インデックス型ファンドの場合には、トラッキング・エラーの数値が小さいほど良い運用が行われていると一般に考えられます。

パッシブ運用

「パッシブ＝受け身、受動的」という言葉通り、運用会社があまり裁量を加えずに運用することをパッシブ運用といいます。代表的なパッシブ運用としては、指数連動型ファンド（インデックス型ファンド）の運用、予め決められた組入銘柄と各銘柄の組入比率に従って当初のポートフォリオを構築して償還まで売買なしで保有するタイプのファンドの運用、などがあります。

パフォーマンス・パフォーマンス評価

パフォーマンスとは、ファンドの運用成績のことです。ある期間における「ファンドの基準価額の騰落率」、「ベンチマークに対する超過収益率」、「標準偏差（リスクの度合いを示す指標）」などを使ってパフォーマンス（運用成績）の善し悪しを判断します。

一般に、ファンド評価機関などが行うパフォーマンス評価は、「ある期間において、そのファンドが、同じカテゴリーに分類されるファンドと比較して、リスク（基準価額のブレ幅）をいかに小さく抑え、いかに大きな収益をあげたか」ということに着目して行われます。パフォーマンス評価は、「基準価額の動き」という数値で捉えられるものを使って評価を行うため、定量評価ともいわれます。

バリュー株投資

「その銘柄の株価は本来の投資価値と比べて割安かどうか」という点を重視して銘柄選択を行う株式投資のスタイルを「バリュー株投資」といいます。

ファンダメンタルズ分析

リサーチ（調査）の結果を基に、マクロ経済、産業動向、個別企業などの経済的基礎要因分析を行うことをいいます。

ベンチマーク

ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指数のことをいいます。例えば、「TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、当該ベンチマークを上回る運用成果を目指します」といった形で、ファンドの運用上の目標が設定されます。（例示は、日本株式を主要投資対象としてアクティブ運用を行うファンドの運用上の目標設定の一例です。）

ベンチマークの有無、ベンチマークとする指数はファンドによって異なります。

ポートフォリオ

運用資産（資金）全体の構成を内訳別に見たものです。組入銘柄と各銘柄の組入比率によって表されます。また、それぞれの組入銘柄を種類別にまとめてポートフォリオの内訳を示す場合もあります。

ボトムアップ・アプローチ

個別企業の調査・分析等に基づく個別銘柄の選別を基に、組入銘柄を決定する手法をいいます。個別銘柄選別を重視し、有望な銘柄をひとつひとつ集めてポートフォリオを構築していく手法です。

マクロ経済

個人や企業など個々の経済主体のレベルでの経済活動に対し、社会全体（国など）のレベルで見た経済活動をマクロ（巨視的な）経済といいます。一国の経済成長率、物価上昇率、賃金上昇率、失業率、貿易収支、マネーサプライなどは、典型的なマクロ経済の指標といえます。

第一勧業アセットマネジメント株式会社

Dai-ichi Kangyo Asset Management Co., Ltd.

D K A 物価連動国債ファンド

愛称：未来予想

追加型株式投資信託 / バランス型 / 分配金再投資可能

投資信託説明書（請求目論見書）

2006.12

第一勧業アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行うDKA物価連動国債ファンドの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年6月23日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月24日にその届出の効力が生じております。また、委託者は、同法第7条の規定に基づき、有価証券届出書の訂正届出書を平成18年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時まで投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. DKA物価連動国債ファンドの受益証券の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではありません。
4. 本投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている税率は、平成18年12月15日現在のものですが、税法が改正された場合には、それに伴い税率が変更される場合があります。

この投資信託は、主としてマザーファンドを通じて国内の公社債を主要投資対象としています。組入れた公社債の値下がりや、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

目 次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	1
第3	管理及び運営	2
1	資産管理等の概要	2
	(1) 資産の評価	2
	(2) 保管	3
	(3) 信託期間	3
	(4) 計算期間	3
	(5) その他	3
2	受益者の権利等	5
第4	ファンドの経理状況	6
1	財務諸表	9
	(1) 貸借対照表	9
	(2) 損益及び剰余金計算書	10
	(3) 注記表	11
	(4) 附属明細表	13
2	ファンドの現況	18
	純資産額計算書	18
第5	設定及び解約の実績	18

第1 【ファンドの沿革】

平成16年6月1日

信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの申込みは、平成18年6月24日から平成19年6月25日までとします。なお、この場合の申込みの受付は、委託者および販売会社の営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをその日のお申込み分といたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、委託者のホームページ(<http://www.dka.co.jp>)をご覧ください。お客様電話相談ダイヤル(0120-643-117 受付時間：平日午前9時～午後5時[年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前9時～正午])または販売会社までお問い合わせください。
- (3) 申込単位は、販売会社が委託者の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、委託者のホームページ(<http://www.dka.co.jp>)をご覧ください。お客様電話相談ダイヤル(0120-643-117 受付時間：平日午前9時～午後5時[年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前9時～正午])または販売会社までお問い合わせください。
- (4) 取得申込にかかる受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。
- (5) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、受益証券を1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益証券の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 取得申込者の申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行するため、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等（あらかじめ、このファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関をいいます。以下同じ。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社(委託者の自らの募集にかかる受益権については、委託者の指定する口座管理機関)は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位または1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
解約単位は、販売会社およびお申込コースにより、異なる場合があります。
- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。
- (3) 解約請求のお申込み締切時間は、委託者および販売会社の営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前11時）とします。なお、締切時間を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。

解約のお申込みが行われ、かつ、当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了した時間とします。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該解約価額から個別元本超過額に対する税額を差し引いた金額となります。詳しくは、委託者のお客様電話相談ダイヤル(0120-643-117 受付時間：平日午前9時～午後5時〔年末年始などわが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前9時～正午〕)または販売会社までお問い合わせください。

なお、確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)をいいます。

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

物価連動国債の起債が順調に進んだ場合には、解約代金の支払い開始日を上記の期日以前に変更する場合があります。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

- (7) 委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、換金(一部解約の実行)の請求をする受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金(一部解約の実行)の請求を受益者がするときは、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権(以下「振替受益権」といいます。)をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に解約代金が受益者に支払われることとなる換金(一部解約の実行)の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金(一部解約の実行)の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

受益証券1口当たりの純資産額である基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

償却原価法とは、組入る有価証券を、買付約定成立の日または当該組入る有価証券の償還日の前年応答日前日の帳簿価額を取得価額として同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した額によって評価する方法をいい、満期償還日までの期間が1年以内の公社債については、当該評価方式を採用することができます。

当ファンドの基準価額は、原則として、委託者の各営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託者名〔第一勧業〕

欄において、「物価連動」の略称にて記載されています。)に掲載されます。また、委託者のホームページ(<http://www.dka.co.jp>)をご覧ください。か、お客様電話相談ダイヤル(0120-643-117 受付時間：平日午前9時～午後5時[年末年始などが国の証券取引所が半日取引日の場合は午前9時～正午])または販売会社までお問い合わせいただければ、お知らせいたします。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(2) 【保管】

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社または保護預り会社において保管(保護預り)させることができます。なお、「分配金再投資コース」を選択された受益者の受益証券は、すべて保護預りとします。

保護預りを行わない場合、受益証券は受益者の責任において受益者により保管されます。無記名式受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、販売会社または保護預り会社での「保護預り」をおすすめします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行するため、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成16年6月1日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年3月26日から9月25日まで、および9月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は平成16年6月1日から平成17年3月25日とします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託者は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託者はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。
2. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において

存続します。

4. 受託者が辞任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託者は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これら事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託者は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。
7. 委託者は、監督官庁よりこの信託約款の変更の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

信託金の限度額

1. 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
2. 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
3. 委託者は、受託者と合意のうえ、前記1.の限度額を変更することができます。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託者の辞任に伴う取扱い

1. 委託者と販売会社との間の募集・販売契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

有価証券報告書、運用報告書

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎に「有価証券報告書」を監督官庁に提出します。また委託者は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託者の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行するため、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として毎計算期間終了日(決算日)から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。償還金の支払いは、原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目(予定)から販売会社の営業所等において行われます。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託者において行います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 受益者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託約款の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、その受益証券を公正な価額で買取よう請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第3期計算期間(平成17年9月27日から平成18年3月27日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の2により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。また、第4期計算期間(平成18年3月28日から平成18年9月25日まで)については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成17年9月27日から平成18年3月27日まで)及び、第4期計算期間(平成18年3月28日から平成18年9月25日まで)の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

第一勸業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員


業務執行社員


代表社員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

成澤和乙 

藤本修平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDKA物価連動国債ファンドの平成17年9月27日から平成18年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DKA物価連動国債ファンドの平成18年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

第一勸業アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年11月2日

第一勸業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人


代表社員

業務執行社員


代表社員

業務執行社員

公認会計士

成澤和己 

公認会計士

櫻井修平 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDKA物価連動国債ファンドの平成18年3月28日から平成18年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DKA物価連動国債ファンドの平成18年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

第一勸業アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

D K A 物価連動国債ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	第 3 期 (平成 18 年 3 月 27 日現在)	第 4 期 (平成 18 年 9 月 25 日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	161,084,503	129,258,807
親投資信託受益証券	7,491,359,685	9,837,349,568
未収利息	13	749
流動資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124
資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,821,562	33,742,186
未払解約金	4,602,844	59,939,836
未払受託者報酬	1,238,740	1,619,446
未払委託者報酬	12,918,198	16,888,395
その他未払費用	106,116	138,746
流動負債合計	44,687,460	112,328,609
負債合計	44,687,460	112,328,609
純資産の部		
元本等		
元本	7,377,589,152	9,640,624,736
剰余金		
期末剰余金	230,167,589	213,655,779
元本等合計		9,854,280,515
純資産合計	7,607,756,741	9,854,280,515
負債・純資産合計	7,652,444,201	9,966,609,124

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	第 3 期 (自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)	第 4 期 (自 平成 18 年 3 月 28 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	1,234	43,706
有価証券売買等損益	77,695	14,010,117
営業収益合計	78,929	13,966,411
営業費用		
受託者報酬	1,238,740	1,619,446
委託者報酬	12,918,198	16,888,395
その他費用	106,116	138,746
営業費用合計	14,263,054	18,646,587
営業損失金額	14,184,125	32,612,998
経常損失金額	14,184,125	32,612,998
当期純損失金額	14,184,125	32,612,998
一部解約に伴う当期純利益(純損失)分配額	1,352,474	7,995,729
期首剰余金	219,880,807	230,167,589
剰余金増加額	68,796,858	61,797,929
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(68,796,858)	(61,797,929)
剰余金減少額	17,151,915	19,950,284
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(17,151,915)	(19,950,284)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		
分配金	25,821,562	33,742,186
期末剰余金	230,167,589	213,655,779

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 3 期 (自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)	第 4 期 (自 平成 18 年 3 月 28 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日の ため、平成 17 年 9 月 27 日から平成 18 年 3 月 27 日までとなっております。	
4 表示方法の変更		「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則」の改正、及び「投資信託 財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算 書、附属明細表並びに運用報告書に関す る規則」が「投資信託財産の計算に関す る規則」に改正されたことに伴い、当期 から「投資信託財産の計算に関する規則」 に基づき表示することとなりました。 この改正により、次の変更を行なってお ります。貸借対照表については、「元本」 から「元本等」へ変更し、新たに「元本 等合計」を追加表示しております。損益 及び剰余金計算書については、「経常損益 の部」及び「営業損益の部」を削除し、「営 業利益(損失)」を「営業利益(損失)金 額」へ、「経常利益(損失)」を「経常利 益(損失)金額」へ、「当期純利益(純損 失)」を「当期純利益(純損失)金額」へ 変更しております。従来の「注記事項」 を、「重要な会計方針に係る事項に関する 注記」、「貸借対照表に関する注記」、「損 益及び剰余金計算書に関する注記」及び 「その他の注記」に区分し、「注記表」と して表示しております。「貸借対照表に関 する注記」においては、従来の「1口当 り情報」を「期末 1口当たりの純資産の 額」と改めて記載し、さらに「計算期間 末日の受益権総口数」の追加表示をして おります。また、従来記載していた期首 元本額・期中追加設定元本額・期中一部 解約元本額に関しては、「その他の注記」 に記載しております。「損益及び剰余金計 算書に関する注記」においては、従来記 載していた「受託会社との取引高」は削 除しております。なお、比較を容易にす るため前期の数値に関しても組み替えて 表示しております。

D K A 物価連動国債ファンド【愛称：未来予想】

(ファンドの詳細情報)

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 3 期 (平成 18 年 3 月 27 日現在)	第 4 期 (平成 18 年 9 月 25 日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数			9,640,624,736 口
2 期末 1 口当たりの純資産の額 (期末 1 万口当たりの純資産の額)		1.0312 円 (10,312 円)	1.0222 円 (10,222 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期 (自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)		第 4 期 (自 平成 18 年 3 月 28 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)	
	(単位:円)		(単位:円)
1 分配金の計算過程 計算期間末に、費用控除後の配当等収益(17,373,600円) 有価証券売買等損益(0円) 収益調整金(193,022,762円) 分配準備積立金(45,592,789円)より、分配対象収益は255,989,151円(1万口当たり346円)であり、うち25,821,562円(1万口当たり35円)を分配金額としております。		1 分配金の計算過程 計算期間末に、費用控除後の配当等収益(18,963,040円) 有価証券売買等損益(0円) 収益調整金(193,683,500円) 分配準備積立金(34,751,425円)より、分配対象収益は247,397,965円(1万口当たり256円)であり、うち33,742,186円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	
配当等収益	17,373,600	配当等収益	18,963,040
有価証券売買等損益	0	有価証券売買等損益	0
収益調整金	193,022,762	収益調整金	193,683,500
分配準備積立金	45,592,789	分配準備積立金	34,751,425
分配可能額	255,989,151	分配可能額	247,397,965
収益分配額	25,821,562	収益分配額	33,742,186
2 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬)	1,238,740		

(その他の注記)

項 目	期別	第 3 期 (平成 18 年 3 月 27 日現在)	第 4 期 (平成 18 年 9 月 25 日現在)
1 期首元本額		5,953,509,561 円	7,377,589,152 円
期中追加設定元本額		1,898,567,357 円	2,955,554,464 円
期中一部解約元本額		474,487,766 円	692,518,880 円
期末元本額		7,377,589,152 円	

有価証券関係

売買目的有価証券

第 3 期 (自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,491,359,685	552,597
合計	7,491,359,685	552,597

第 4 期 (自 平成 18 年 3 月 28 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	9,837,349,568	12,411,579
合計	9,837,349,568	12,411,579

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

D K A 物価連動国債ファンド

(平成 18 年 9 月 25 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	D K A 物価連動国債マザー ファンド	9,167,225,392	9,837,349,568	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	9,167,225,392 1 99.8%	9,837,349,568 100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			9,837,349,568	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

D K A 物価連動国債マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成 18 年 3 月 27 日現在)	(平成 18 年 9 月 25 日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,323,137	21,878,794
国債証券	7,467,917,277	9,801,804,705
未収利息	16,838,481	20,340,281
前払費用	742,649	937,330
流動資産合計	7,599,821,544	9,844,961,110
資産合計	7,599,821,544	9,844,961,110
負債の部		
負債合計		
純資産の部		
元本等		
元本	7,057,736,654	9,174,080,521
剰余金		
期末剰余金	542,084,890	670,880,589
元本等合計		9,844,961,110
純資産合計	7,599,821,544	9,844,961,110
負債・純資産合計	7,599,821,544	9,844,961,110

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成17年9月27日 至平成18年3月27日)	(自平成17年9月27日 至平成18年9月25日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法により時価に基づいて評価しております。なお、物価連動国債については、社団法人投資信託協会の業務部会申し合わせにより、区分処理は行わず、有価証券全体を時価評価しております。	国債証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 表示方法の変更		<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、及び「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」が「投資信託財産の計算に関する規則」に改正されたことに伴い、当期から「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき表示することとなりました。</p> <p>この改正により、次の変更を行っております。貸借対照表については、「元本」から「元本等」へ変更し、新たに「元本等合計」を追加表示しております。従来「注記事項」を、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表に関する注記」及び「その他の注記」に区分し、「注記表」として表示しております。</p> <p>「貸借対照表に関する注記」においては、従来の「1口当たり情報」を「期末1口当たりの純資産の額」と改めて記載し、さらに「計算期間末日の受益権総口数」の追加表示をしております。また、従来記載していた期首元本額・期中追加設定元本額・期中一部解約元本額に関しては、「その他の注記」に記載しております。</p> <p>なお、比較を容易にするため前期の数値に関しても組み替えて表示しております。</p>

D K A 物価連動国債ファンド【愛称：未来予想】

(ファンドの詳細情報)

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	
	(平成 18 年 3 月 27 日現在)	(平成 18 年 9 月 25 日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		9,174,080,521 口
2 期末 1 口当たりの純資産の額 (期末 1 万口当たりの純資産の額)	1.0768 円 (10,768 円)	1.0731 円 (10,731 円)

(その他の注記)

項 目	期別	
	(平成 18 年 3 月 27 日現在)	(平成 18 年 9 月 25 日現在)
1 親投資信託の期首における元本額	5,674,255,936 円 (平成 17 年 9 月 27 日)	5,674,255,936 円 (平成 17 年 9 月 27 日)
期中追加設定元本額	1,412,144,339 円	3,722,655,406 円
期中一部解約元本額	28,663,621 円	222,830,821 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額	7,057,736,654 円	9,174,080,521 円
D K A 物価連動国債ファンド	6,957,057,657 円	9,167,225,392 円
D K A 物価連動国債組入れファンド	99,745,749 円	円
D K A 物価連動国債ファンド V A [適格機関投資家専用]	933,248 円	6,855,129 円

有価証券関係

売買目的有価証券

(自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 3 月 27 日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	7,467,917,277	31,716,888
合計	7,467,917,277	31,716,888

(自 平成 17 年 9 月 27 日 至 平成 18 年 9 月 25 日)

種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	9,801,804,705	82,063,031
合計	9,801,804,705	82,063,031

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

D K A 物価連動国債マザーファンド

(平成 18 年 9 月 25 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第 1 回物価連動国債 (10 年)	822,000,000	844,235,100	
		第 2 回物価連動国債 (10 年)	4,260,000,000	4,347,732,570	
		第 3 回物価連動国債 (10 年)	1,270,000,000	1,229,909,910	
		第 4 回物価連動国債 (10 年)	3,495,000,000	3,379,927,125	
	日本・円 小計		9,847,000,000	9,801,804,705	
		銘柄数 組入時価比率	4 99.6%	100.0%	
国債証券 合計				9,801,804,705	
合計				9,801,804,705	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成18年11月2日現在)

資産総額(円)	9,874,474,089
負債総額(円)	28,219,733
純資産総額(-)(円)	9,846,254,356
発行済口数(口)	9,685,576,450
1口当たり純資産額(/)(円)	1.0166

(参考)DKA物価連動国債マザーファンド

資産総額(円)	9,772,172,877
負債総額(円)	
純資産総額(-)(円)	9,772,172,877
発行済口数(口)	9,152,778,951
1口当たり純資産額(/)(円)	1.0677

第5 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
1期	4,764,999,784	666,742,753	4,098,257,031
2期	2,278,491,901	423,239,371	5,953,509,561
3期	1,898,567,357	474,487,766	7,377,589,152
4期	2,955,554,464	692,518,880	9,640,624,736

(注) 第1期の設定口数には当初申込期間の設定口数を含みます。

第一勧業アセットマネジメント株式会社

Dai-ichi Kangyo Asset Management Co., Ltd.